|||金屋庁舎やすらぎ福祉課

福 祉

月1日 (火) から、 ※申請方法や交付対象者など、 川町役場でもできるようになります。 振興局での申請が必要でしたが、 **役場でも可能に** ヘルプマークの交付申請が 今まで和歌山県庁障害福祉課や各 その申請を有田

※ヘルプマークの交付はお1人に き1つに限らせていただいており

はお問い合わせください

ヘルプマークとは

必要としていることが外部からは分 娠初期の方などは、 かりません。 方、内部障害や難病の方、または妊 義手や人工関節を使用している 援助や配慮を

していることを知らせることで、 そんな方が、 周囲に配慮を必要と 援

手助けになる マークです。 くなるような



申請窓口 住民福祉室 庁舎やすらぎ福祉課・ /吉備庁舎住民課· ·各出 張所 清水行政局 金屋

各種手当を受けている方は 「現況届」 をお忘れなく

各種手当とは

- 児童扶養手当
- 特別児童扶養手当
- 特別障害者手当
- 障害児福祉手当

ません。 ます。手当が支給されているか、停 給者は現況届を届け出なければなり 止されているかを問わず、 るもので、提出が義務付けられてい 方の今後1年間の受給資格を審査す 現況届は、 現在手当を受けている 全ての受

受給資格がなくなります。 また、2年間現況届を提出しないと、 の手当を受けることができません。 なお、届け出をしないと8月以降

出ください。 方については、 出書」を送付させていただいている 養手当一部支給停止適用除外事由届 児童扶養手当において、「児童 現況届と併せて届け

平成 29 年7月までの 利用者負担の上限(月額)

なります。ご確認をお願いします。 受付期間は、 各種手当によって異

|||金屋庁舎やすらぎ福祉課

対象となる方

高額介護サービス費が変更

護サービス費の合計額です。

具購入費や、

住宅改修費、

施設サー

福祉

日常生活費は

は随時、 払い戻しされています(該当する方に として、上限を超えた分が申請により 超えたときは、 の利用者負担の合計額が一定の上限を は、 高額介護サービス費の対象になる 1カ月に支払った介護サービス費 「高額介護サービス費

	平成 29 年 8 月からの 利用者負担の上限(月額)				
	変更なし				
	4万4,400円(世帯)				
	変更なし				
	変更なし 変更なし				
	変更なし				
量の負担の合計の L限額を指し					

ſ	現役	並み所得者に相当する方がいる世帯の方	4万4,400円(世帯)※				
	世帯の	帯のどなたかが住民税を課税されている方 3万7,200円(世帯)			4万		
	世帯の全員が住民税を課税されていない方		2万4,600円(世帯)				
		年の合計所得金額と公的年金収入額の計が年間 80 万円以下の方など	2万4,600円(世帯) 1万5,000円(個人)※				
生活保護を受給している方など 1万5,000円(個人)							

*

み

「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

変更点など

利用者負担として支払った介 申請書をお送りしています)。 ビスの居住費、

になります。

制度改正により上限額の基準が変更

平成29年8月のサービス分から、

対象外です。

げられます。ただし、 間の時限措置)。 月)の上限が設けられます。(3年 400円(3万7,200円×12カ 両方に該当する方には年間44 が、3万7,200円 されている方の利用 世帯のどなたかが住 万4,400円(月額)に引き上 者負 (月額) 次の ① ② の 民税 担の を 万6, から 上限 課

②世帯が現役並み所得者世帯に該当 しない 現役並 同じ世帯の全ての65歳以上 含む)の利用者負担割合が1 (サー ビスを利用していな 所得者世 帯とは、 い方を 一の方 割

合は 計が じ世帯の65歳以上の方の収入の合 じ世帯に65歳以上で課税 145万円以上の方がおり、 5 2 0 3 8 3 万円以上) 万円以上(単身の場 である場 所 同 得

固金屋庁舎長寿支援課